

防災基本計画修正案

新旧対照表

平成28年2月

防災基本計画修正（案）新旧対照表

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略) ○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下の通りである。 (略) ・災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、<u>迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。</u> (略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 (略) ○さらに、近年の高度な交通・輸送体系の形成、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等に伴い、<u>事故災害の予防が必要とされている。</u> (新設)</p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等 第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等 2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (2) 地域防災計画に記載すべき事項 (略) ・活動火山対策特別措置法第20条に規定する火山現象に関する情報の収集等に関する事項 (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略) ○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下の通りである。 (略) ・災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、<u>適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。</u> (略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応 (略) ○さらに、近年の高度な交通・輸送体系の形成、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等に伴い、<u>事故災害の予防が必要である。</u> <u>○また、平成27年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組では、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興（Build Back Better）」の4つの優先行動を実施すべきことや、同枠組の成果として災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して、防災対策を推進することが必要である。</u></p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等 第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等 2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項 (2) 地域防災計画に記載すべき事項 (略) ・活動火山対策特別措置法第5条第1項、第6条第1項及び第9条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項 (略)</p>

防災基本計画修正（案）新旧対照表

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁，文部科学省，厚生労働省，国土交通省等〕，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等については，地震，津波，風水害，火山災害及び雪害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁，文部科学省，厚生労働省，国土交通省等〕，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者に関わる社会福祉施設，医療施設等については，地震，津波，風水害，火山災害及び雪害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</p> <p><u>○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は，文化財保護のための防災対策に努めるものとする。</u></p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練，<u>ドクターヘリの運用体制の構築等</u>を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u></p> <p><u>○特に，地方公共団体は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，業務継続計画の策定等に当たっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった</u></p>

修正前	修正後
<p>3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略)</p> <p>○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (6) 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>9 海外等からの支援の受入活動関係 ○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、あらかじめ定めておくものとする。 (新設)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p><u>場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 (略)</p> <p>○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 <u>○下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (6) 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>○国〔<u>内閣官房</u>、国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>9 海外等からの支援の受入活動関係 ○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、あらかじめ定めておくものとする。 <u>○国〔内閣府等〕は、在日米軍からの支援については、支援を受け入れた後の在日米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて、あらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p>11 災害復旧・復興への備え <u>(1) 災害廃棄物の発生への対応</u> <u>○国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物の処理に係る指針を定めるものとする。</u> <u>○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u> <u>○都道府県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うと</u></p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p>	<p>ともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>○国〔環境省等〕及び地方公共団体は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、地方公共団体は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1) 各種データの整備保全 (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p>(3) 復興対策の研究 (略)</p>	<p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、国〔環境省〕は、地方公共団体による災害廃棄物対策が強化されるよう、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D,Waste-Net）の整備等による人的支援・人材育成に努めるものとする。</p> <p>(2) 各種データの整備保全 (略)</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p>(4) 復興対策の研究 (略)</p>
<p>第2章 災害応急対策 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 2 施設・設備等の応急復旧活動 (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動 2 医療活動 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 (略)</p> <p>○全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移</p>	<p>第2章 災害応急対策 第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 2 施設・設備等の応急復旧活動 (1) 施設・設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動 2 医療活動 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 (略)</p> <p>○全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。</p>	<p>動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、<u>ドクターヘリを含めた空路参集も考慮する。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>4 航空機の運用調整等</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、情報収集、救助・救急、医療、消火、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図るなど、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○都道府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u></p>
<p>4 惨事ストレス対策</p>	<p>5 惨事ストレス対策</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>
<p>2 交通の確保</p>	<p>2 交通の確保</p>
<p>(8) 航空機の運用調整等</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>○国〔国土交通省〕は、情報収集、救助・救急、医療、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図るなど、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>○都道府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(9) 鉄道交通の確保</p>	<p>(8) 鉄道交通の確保</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(10) 広域物資輸送拠点の確保</p>	<p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>	<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>
<p>1 避難誘導の実施</p>	<p>1 避難誘導の実施</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近</p>	<p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近</p>

修正前	修正後
<p>隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>〇指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p>
<p>8 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達活動</p>
<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>	<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>
<p>〇非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、国民全体に対し、災害の状況、<u>安否情報</u>、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</p>	<p>〇非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、国民全体に対し、災害の状況、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>〇国、地方公共団体等は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るものとする。また、<u>安否情報</u>、<u>交通情報</u>、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>〇国、地方公共団体等は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るものとする。また、<u>交通情報</u>、<u>各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u></p>
<p>第7節 物資の調達、供給活動</p>	<p>第7節 物資の調達、供給活動</p>
<p>(3) 国による物資の調達、供給</p>	<p>(3) 国による物資の調達、供給</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>〇国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、<u>非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。</u></p>	<p>〇国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、<u>携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p>
<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p>
<p>2 災害廃棄物の処理</p>	<p>2 災害廃棄物の処理</p>
<p>〇国〔環境省等〕及び地方公共団体は、<u>災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。</u></p>	<p>〇地方公共団体は、<u>発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p>
<p>〇国〔環境省〕は、<u>迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。</u></p>	<p>〇国〔環境省〕は、<u>円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術</u></p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p>	<p>の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>○災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>9 海外等からの支援の受入活動関係 (略)</p> <p><u>○国〔内閣府等〕は，在日米軍からの支援については，支援を受け入れた後の在日米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて，あらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p><u>○国，地方公共団体等は，地震による災害廃棄物の発生を抑制するため，建築物の耐震化等に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は，仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>○第2編1章6節11項(1)「各種データの整備保全」</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>○第2編1章6節11項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」</p> <p>(4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(3)「復興対策の研究」 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p> <p>○第2編2章4節3項「消火活動」 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>9 海外等からの支援の受入活動関係 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>○<u>第2編1章6節11項(1)「災害廃棄物の発生への対応」</u></p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>○第2編1章6節11項(2)「各種データの整備保全」</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>○第2編1章6節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」</p> <p>(4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興対策の研究」 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p> <p>○第2編2章4節3項(1)「<u>地方公共団体等による消火活動</u>」</p> <p><u>4 航空機の運用調整等</u></p> <p>○第2編2章4節4項「<u>航空機の運用調整等</u>」</p> <p><u>5 惨事ストレス対策</u></p> <p>○第2編2章4節5項「<u>惨事ストレス対策</u>」</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(8) <u>航空機の運用調整等</u> ○第2編2章5節2項(8)「<u>航空機の運用調整等</u>」</p> <p>(9) <u>鉄道交通の確保</u> ○第2編2章5節2項(9)「<u>鉄道交通の確保</u>」</p> <p>(10) <u>広域物資輸送拠点の確保</u> ○第2編2章5節2項(10)「<u>広域物資輸送拠点の確保</u>」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p><u>○国〔環境省等〕及び地方公共団体は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p>	<p>(削る) (削る)</p> <p>(8) <u>鉄道交通の確保</u> ○第2編2章5節2項(8)「<u>鉄道交通の確保</u>」</p> <p>(9) <u>広域物資輸送拠点の確保</u> ○第2編2章5節2項(9)「<u>広域物資輸送拠点の確保</u>」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略) (削る)</p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 津波に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 (略)</p> <p>○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強い国づくり</p> <p>(2) 海岸保全施設等の整備の基本的考え方 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕は，各施設について，設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めるものとする。また，国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。なお，都市が連担し，巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては，地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ，比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕は，津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに，陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう，緊急避難用スロープの設置等，構造上の工夫に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波に強いまちづくり</p> <p>(1) 津波に強いまちの形成</p> <p>○津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため，徒歩による避難を原則として，地域の実情を踏まえつつ，できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に，津波到達時間が短い地域では，おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし，地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については，津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 津波に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 (略)</p> <p>○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地の嵩上げ，避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強い国づくり</p> <p>(2) 海岸保全施設等の整備の基本的考え方 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕は，各施設について，設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め，<u>その整備を推進</u>するものとする。また，国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。なお，都市が連担し，巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては，地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ，比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕は，津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を<u>安全かつ迅速・確実に行うため，現場操作員の安全確保に配慮した操作規則等に基づく操作等の徹底</u>，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに，陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう，緊急避難用スロープの設置等，構造上の工夫に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波に強いまちづくり</p> <p>(1) 津波に強いまちの形成</p> <p>○津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため，徒歩による避難を原則として，地域の実情を踏まえつつ，できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に，津波到達時間が短い地域では，おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし，地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については，津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>○国〔<u>農林水産省</u>、<u>国土交通省</u>等〕及び<u>地方公共団体</u>は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。<u>地方公共団体</u>は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 予測、観測の充実・強化等</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u></p> <p>○国〔国土交通省〕及び<u>都道府県</u>は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。<u>都道府県</u>は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p><u>○都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（<u>地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設</u>）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p><u>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 予測、観測の充実・強化等</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。</u>発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，消防庁，気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○地震・津波発生時には、家屋の倒壊，落下物，道路の損傷，渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市町村（都道府県）は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>○<u>国，地方公共団体等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>国〔国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、地方公共団体は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>○第2編1章6節11項(1)「各種データの整備保全」</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p>(略)</p> <p>○国〔<u>文部科学省，国土交通省，国土地理院，気象庁</u>〕及び地方公共団体は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</u>発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，消防庁，気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○地震・津波発生時には、家屋の倒壊，落下物，道路の損傷，渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市町村（都道府県）は、<u>自動車の運転者等</u>に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>○<u>第2編1章6節11項(1)「災害廃棄物の発生への対応」</u></p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>○第2編1章6節11項(2)「各種データの整備保全」</p> <p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>○第2編1章6節11項(2)「罹災証明書の発行体制の整備」 (4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(3)「復興対策の研究」 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 (新設) (新設)</p> <p>4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (8) 航空機の運用調整等 ○第2編2章5節2項(8)「航空機の運用調整等」 (9) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」 (10) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>○津波被害の被災地においては，損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから，広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。</p> <p>○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p>	<p>○第2編1章6節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」 (4) 復興対策の研究</p> <p>○第2編1章6節11項(4)「復興対策の研究」 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 4 航空機の運用調整等 ○第2編2章4節4項「航空機の運用調整等」 5 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (削る) (削る)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」 (9) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略) (削る)</p> <p>(削る)</p>

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>○国〔<u>国土交通省</u>〕及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき，早期に避難勧告・指示等を行う方法，避難誘導の実施体制，広域避難対策，復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として，地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進，地盤沈下による内水被害の発生，堤防高の低下等に対応するための排水機場，水門等の設置，堤防の<u>かさ上げ</u>等の整備等を行うものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び都道府県は，<u>水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において，河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>○国〔<u>内閣府等</u>〕及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき，早期に避難勧告・指示等を行う方法，避難誘導の実施体制，広域避難対策，復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として，地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進，地盤沈下による内水被害の発生，堤防高の低下等に対応するための排水機場，水門等の設置，堤防の<u>嵩上げ</u>等の整備等を行うものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び都道府県は，洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について，<u>想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p>・都道府県又は市町村は，<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について，想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を公表するとともに，都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p>・都道府県は，<u>高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について，想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>・国〔国土交通省〕又は地方公共団体は、<u>豪雨</u>、洪水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○第2編1章1節2項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」</p> <p>（新設）</p>	<p>・市町村は、<u>洪水浸水想定区域</u>、<u>雨水出水浸水想定区域</u>又は<u>高潮浸水想定区域</u>（以下「<u>浸水想定区域</u>」という。）の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、<u>洪水</u>、<u>雨水出水</u>又は<u>高潮</u>に係る<u>避難訓練に関する事項</u>その他洪水時、<u>雨水出水時</u>又は<u>高潮時</u>（以下「<u>洪水時等</u>」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、<u>洪水</u>、<u>雨水出水</u>又は<u>高潮</u>に係る<u>避難訓練に関する事項</u>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・国〔国土交通省〕及び下水道管理者は、<u>浸水被害対策区域</u>において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <p>・国〔国土交通省〕又は地方公共団体は、洪水、<u>雨水出水</u>、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○第2編1章1節2項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」</p> <p>○<u>ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに，必要に応じて，河川管理者の同意を得た上で，河川管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。<u>なお，避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては，接続ビル等（地下街等と連続する施設であって，当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・<u>雨水出水</u>・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに，必要に応じて，河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で，河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>1 災害発生直前対策関係 (2) 住民の避難誘導體制 (略) ○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、<u>発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u>国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府、国土交通省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 1 風水害に関する警報等の伝達 (略) ○国〔国土交通省、気象庁〕は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。 ○国〔気象庁〕と都道府県は共同して、<u>国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事</u></p>	<p>1 災害発生直前対策関係 (2) 住民の避難誘導體制 (略) ○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、<u>高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</u>また、<u>潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u>国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔内閣府、国土交通省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 <u>○国及び地方公共団体は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 1 風水害に関する警報等の伝達 (略) ○国〔国土交通省、気象庁〕は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。 ○国〔気象庁〕と都道府県は共同して、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において、洪水のお</p>

修正前	修正後
<p>が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p>	<p>それがあるときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者および量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県又は市町村は、都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに都道府県にあっては関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4節 救助・救急及び医療活動</p>	<p>第4節 救助・救急及び医療活動</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 航空機の運用調整等</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○第2編2章4節4項「航空機の運用調整等」</u></p>
<p><u>3 惨事ストレス対策</u></p>	<p><u>4 惨事ストレス対策</u></p>
<p>○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」</p>	<p>○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」</p>
<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(8) 航空機の運用調整等</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>○第2編2章5節2項(8)「航空機の運用調整等」</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(9) 鉄道交通の確保</p>	<p>(8) 鉄道交通の確保</p>
<p>○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p>	<p>○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」</p>
<p>(10) 広域物資輸送拠点の確保</p>	<p>(9) 広域物資輸送拠点の確保</p>
<p>○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<p>○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p>

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p><u>○地方公共団体は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p>	<p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 災害廃棄物の処理 (略) (削る)</p>

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>○一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、地方公共団体は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。 (略) (新設)</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。</p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、地方公共団体は、火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>○一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、地方公共団体は、生命に危険のある現象の発生前に、住民、<u>登山者等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。</u> (略)</p> <p><u>○いざ噴火が発生したときには、広範囲にわたり多数の住民，登山者等の避難が必要になる場合があることから、火山災害の警戒避難体制の整備に当たっては、関係する地方公共団体，専門的知見を有する者といった関係者が一堂に会して検討し、関係する地方公共団体の間で整合のとれた「火山単位」の統一的な警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民，<u>登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。</u></p> <p>○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、地方公共団体は、<u>火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。</u> (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><u>○国〔内閣府〕は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府〕は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定するものとする。</u></p>

修正前	修正後
(新設)	<p>○都道府県及び市町村は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、都道府県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。</p>
(新設)	<p>○都道府県は、警戒地域の指定があったときは、都道府県地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難・救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p>
(新設)	<p>○市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p>
(新設)	<p>○警戒地域の都道府県及び市町村が警戒避難体制の整備について地域防災計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を市町村地域防災計画に位置付けるようにする。</p>
(新設)	<p>○都道府県及び市町村は、上記の警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。</p>
(新設)	<p>○警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の</p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及, 訓練 (1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府, 気象庁等〕, 公共機関及び地方公共団体等は, 防災週間や防災関連行事等を通じ, 住民に対し, <u>火山現象の影響及び範囲を明示した火山ハザードマップや, 火山ハザードマップに, 噴火警報等の解説, 避難場所や避難経路, 避難の方法, 住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は, 登山者や旅行者が活火山を訪れる際に, 事前にその火山の活動状況について情報を得た上で, 登山するかどうか自ら判断することができるよう, 噴火警報・予報, 噴火警戒レベル, 臨時の解説情報, 噴火速報等の火山防災情報を, 気象庁ホームページ等で分かりやすく発信するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 防災訓練の実施, 指導 (略)</p> <p>○火山防災協議会は, 登山者や旅行者を想定した訓練を実施し, 宿泊施設, 観光施設, 交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに, 訓練により明らかとなった課題等について, 避難計画に反映させる等, 訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進 (略) (新設)</p>	<p><u>内容, 噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など, 住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は, 警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても, 噴火により人的被害が発生するおそれがあることから, 周辺地域においても, 必要と認められる地域については, 警戒避難体制を整備するものとし, 地域防災計画において, 警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 2 防災知識の普及, 訓練 (1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府, 気象庁等〕, 公共機関及び地方公共団体等は, 防災週間や防災関連行事等を通じ, 住民に対し, 火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁〕は, 登山者や旅行者が活火山を訪れる際に, 事前にその火山の活動状況について情報を得た上で, 登山するかどうか自ら判断することができるよう, 噴火警報・予報 (<u>噴火警戒レベルを含む。</u>), 臨時の解説情報 (<u>火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。</u>), 噴火速報等の火山防災情報を, 気象庁ホームページ等で分かりやすく発信するものとする。</p> <p><u>○登山者等は, 自らの安全を確保するため, 噴火のおそれに関する情報の収集, 関係者との連絡手段の確保, 登山届 (登山届, 登山計画書, 登山カード等をいう。以下同じ。) の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災訓練の実施, 指導 (略)</p> <p>○火山防災協議会は, 登山者や旅行者を想定した訓練を実施し, 宿泊施設, 観光施設, 交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに, 訓練により明らかとなった課題等について, 避難計画に反映させる等, 訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進 (略)</p> <p><u>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は, 火山現象の発生及び推移に関する</u></p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔気象庁、文部科学省〕は、大学等の研究機関と連携し、各火山の観測データの共有を進める等により、火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>○国〔気象庁〕は、地方公共団体や登山者、住民等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平常時から火山観測データを公表するものとする。 ○地方公共団体は、国、公共機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。 ○国〔国土交通省、国土地理院、気象庁〕及び地方公共団体は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するものとする。また、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。 ○地方公共団体は、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p>	<p>情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 ○市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 (2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔気象庁、文部科学省〕は、大学等の研究機関と連携し、各火山の観測データの共有を進める等により、研究機関相互間の連携を強化し、火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>○国〔気象庁〕は、地方公共団体や住民、登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう、平常時から火山観測データを公表するものとする。 (削る)</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p>

修正前	修正後
<p>(1) 噴火警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の火山防災情報を住民等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>（略） ○国〔気象庁〕は、<u>火山活動の変化を観測した場合、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。</u></p> <p>○国〔気象庁〕は、<u>臨時の解説情報を、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</u>国〔気象庁、内閣府等〕及び地方公共団体は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制 （略） ○地方公共団体は、<u>火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。</u>さらに、<u>当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努めるものとする。</u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>（略） ○市町村（都道府県）は、<u>避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。</u></p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国〔気象庁〕は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し、噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し、<u>噴火警報等を行い</u>、これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 噴火警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、<u>臨時の解説情報、噴火速報等</u>の火山防災情報を住民、<u>登山者等</u>に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>（略） （削る）</p> <p>○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民、<u>登山者等</u>の避難誘導体制 （略） ○地方公共団体は、地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>（略） ○市町村（都道府県）は、避難誘導・支援者等が噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国〔気象庁〕は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し、噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し、<u>噴火警報等を発表し</u>、これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 2 噴火警報等の伝達</p> <p>○国〔気象庁〕は、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは、警戒が必要な範囲を明示して、<u>その旨を警告する噴火警報等を発表し、地方公共団体は、関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。</u>また、国〔気象庁〕は、観測体制の強化や、より適切な噴火警報等の<u>実施</u>に努めるものとする。</p> <p>○国〔気象庁〕は、火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ、地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民避難を支援するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁は、気象庁から受信した噴火警報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○市町村、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民、<u>登山者等の避難誘導</u>その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、<u>登山者等へ避難指示等</u>を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 2 噴火警報等の伝達</p> <p>○国〔気象庁〕は、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは、警戒が必要な範囲を明示して、<u>噴火警報を発表し、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。</u>また、国〔気象庁〕は、観測体制の強化や、より適切な噴火警報等の<u>発表</u>に努めるものとする。</p> <p>○国〔気象庁〕は、火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ、地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民、<u>登山者等の避難</u>を支援するものとする。</p> <p><u>○国〔気象庁〕は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。</u></p> <p><u>○国〔気象庁〕は、臨時の解説情報を、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁は、気象庁から受信した噴火警報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</p> <p><u>○都道府県は、国〔気象庁〕から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、都道府県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴</u></p>

修正前	修正後
<p>3 避難勧告等の発令，住民の避難誘導，警戒区域の設定 (略) (新設) ○市町村は，火山噴火等により住民の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難勧告・指示，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 (略) ○市町村は，大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し，火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。 (略) 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 (新設) (新設) 4 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (8) 航空機の運用調整等 ○第2編2章5節2項(8)「航空機の運用調整等」 (9) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」 (10) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 火山噴出物及び災害廃棄物の処理 (略) ○国〔環境省等〕及び地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p>	<p>火警報（居住地域）」の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民，登山者等に伝達するものとする。 3 避難勧告等の発令，住民，登山者の避難誘導，警戒区域の設定 (略) <u>○第2編2章6節1項「避難誘導の実施」</u> ○市町村は，火山噴火等により住民，登山者等の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難勧告・指示，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 (略) ○市町村は，大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民，登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し，火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。 (略) 第3節 救助・救急，医療及び消火活動 <u>4 航空機の運用調整等</u> <u>○第2編2章4節4項「航空機の運用調整等」</u> 5 惨事ストレス対策 ○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 2 交通の確保 (削る) (削る) (8) 鉄道交通の確保 ○第2編2章5節2項(8)「鉄道交通の確保」 (9) 広域物資輸送拠点の確保 ○第2編2章5節2項(9)「広域物資輸送拠点の確保」</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な原状復旧の進め方 2 火山噴出物及び災害廃棄物の処理 (略) (削る)</p>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>○第2編2章1節2項「住民等の避難誘導」 (新設) (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動 (新設) (新設)</p> <p><u>3 惨事ストレス対策</u></p> <p>○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p><u>(6) 航空機の運用調整等</u></p> <p>○第2編2章5節2項(8)「航空機の運用調整等」</p> <p><u>(7) 鉄道交通の確保</u></p> <p>○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p> <p><u>(8) 広域物資輸送拠点の確保</u></p> <p>○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>○第2編2章1節2項「住民等の避難誘導」</p> <p><u>○第2編2章6節1項「避難誘導の実施」</u> (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動</p> <p><u>3 航空機の運用調整等</u></p> <p>○第2編2章4節4項「航空機の運用調整等」</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (削る) (削る)</p> <p><u>(6) 鉄道交通の確保</u></p> <p>○第2編2章5節2項(9)「鉄道交通の確保」</p> <p><u>(7) 広域物資輸送拠点の確保</u></p> <p>○第2編2章5節2項(10)「広域物資輸送拠点の確保」</p>

第8編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>第8編 海上災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 捜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動 (新設) (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 (新設) (略)</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>○第2編3章2節「<u>迅速な原状復旧の進め方</u>」 (略)</p>	<p>第8編 海上災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 捜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動 <u>○第2編2章4節1項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」</u> (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保 <u>○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」</u> (略)</p> <p>第3章 災害復旧</p> <p>○第2編3章2節<u>1項「被災施設の復旧等」</u> (略)</p>

第9編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>第9編 航空災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第9編 航空災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>2 交通の確保</p> <p>○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」 <u>○国〔海上保安庁〕は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限又は禁止するものとする。</u></p> <p>(略)</p>

第10編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>第10編 鉄道災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動 (新設) (略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>○第2編2章4節3項「<u>消火活動</u>」 (略)</p>	<p>第10編 鉄道災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動</p> <p><u>○第2編2章4節1項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」</u> (略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>○第2編2章4節3項(2)「<u>被災地域外の地方公共団体による応援</u>」 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第12編 原子力災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 第2節 防災知識の普及 1 防災知識の普及 ○第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」 (新設) (略)</p> <p>第3節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、緊急被ばく医療に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発、放射線防護措置の実効性向上に資する研究、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (7) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど、体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備 (略)</p> <p>○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会、内閣府、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、地方公共団体が</p>	<p>第12編 原子力災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 第2節 防災知識の普及 1 防災知識の普及 ○第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」 <u>○第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」</u> (略)</p> <p>第3節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、<u>被ばく医療等の原子力災害時における医療</u>（以下「<u>原子力災害医療</u>」という。）に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発、放射線防護措置の実効性向上に資する研究、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (7) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）<u>及び簡易除染等</u>の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど、体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備 (略)</p> <p>○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会、内閣府、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、地方公共団体が</p>

修正前	修正後
<p>健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ^二、甲状腺モニタ^二等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p> <p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、屋内退避、避難やスクリーニング等の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○原子力事業者は、汚染・被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体と協力し、緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○緊急被ばく医療を行う国公立病院等の専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構、原子力事業者等と調整の上、原子力災害において、地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、被</p>	<p>健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。</p> <p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、屋内退避、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体と協力し、原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害医療を行う国公立病院等の専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所〕、独立行政法人国立病院機構（被ばく医療に係る事項に限る。）、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は、拠点となる原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災</p>

修正前	修正後
<p>ばく医療に係る医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、<u>原子力災害時に、医療従事者等を現地へ派遣し、被ばく医療に係る医療チームを編成できる</u>よう、体制の整備を行うものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>に参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p> <p>○都道府県は、<u>被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを</u>図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を</u>図りつつ、実効的な<u>緊急被ばく医療</u>が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築する</u>ように努めるものとする。</p> <p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関</u>は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による<u>緊急被ばく医療体制の整備</u>に協力するものとする。</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、<u>緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行う</u>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び<u>緊急被ばく医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実</u>・</p>	<p>害医療に係る医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、<u>指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、医療従事者等を現地へ派遣し、原子力災害医療に係る医療チームを編成できる</u>よう、体制の整備を行うものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な<u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>に参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p> <p>○都道府県は、<u>原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを</u>図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を</u>図りつつ、実効的な<u>原子力災害医療</u>が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害医療機関並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築する</u>ように努めるものとする。</p> <p>○<u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関</u>は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による<u>原子力災害医療体制の整備</u>に協力するものとする。</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、<u>原子力災害医療等の防災活動の要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行う</u>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び<u>原子力災害医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実</u>・</p>

修正前	修正後
<p>強化に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、<u>緊急被ばく医療</u>の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府〕は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府〕は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>強化に努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、<u>原子力災害医療</u>の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。</p> <p>○<u>原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。</u></p> <p>○<u>原子力規制委員会、内閣府、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応</u></p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>○国〔内閣府〕は、P A Z内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。</p> <p>○国〔内閣府〕は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡</p> <p><u>○原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。</u></p> <p><u>○原子力規制委員会、内閣府、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。</u></p> <p><u>○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）</p> <p>○原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関</p>	<p>センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。</p> <p><u>○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。</u></p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）</p> <p>○原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関</p>

修正前	修正後
<p>等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>J</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。(所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p><u>○原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第 15 条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第 15 条第 3 項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提出するものとする。</u></p> <p><u>○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い、原子力災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>8 自衛隊等の原子力災害派遣等</p> <p>(略)</p> <p>○自衛隊は、要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害</p>	<p>等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。</p> <p><u>○原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第 15 条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとする。</u></p> <p><u>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第 15 条第 3 項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提出するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>N</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。(所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>○原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。</p> <p><u>○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い、原子力災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 自衛隊等の原子力災害派遣等</p> <p>(略)</p> <p>○自衛隊は、要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害</p>

修正前	修正後
<p>に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害派遣時等に実施する活動として、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、<u>緊急時のスクリーニング及び除染</u>、人員及び物資の緊急輸送等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、P A Z内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やO I L（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、<u>スクリーニング</u>場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、U P Z外の地方公共団体に対しては、P A Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、<u>避難やスクリーニング等の場所</u>の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の開設</p> <p>○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所及び<u>スクリーニング等の場所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難所等の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、<u>スクリーニング</u>の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な</p>	<p>に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害派遣時等に実施する活動として、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>、人員及び物資の緊急輸送等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、P A Z内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やO I L（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、U P Z外の地方公共団体に対しては、P A Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、<u>避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所</u>の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の開設</p> <p>○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難所等の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得な</p>

修正前	修正後
<p>制を整えるものとする。また、市町村等は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>がら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>
<p>4 避難の際の住民等に対する<u>スクリーニングの実施</u></p>	<p>4 避難又は一時移転の際の住民等に対する<u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u></p>
<p>○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>スクリーニング及び除染措置</u>を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。</p>	<p>○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。</p>
<p>○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等が<u>避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づき除染を行うものとする。</u></p>	<p>○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等が<u>OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</u></p>
<p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p>	<p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p>
<p>○原子力被災者生活支援チームは、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p>	<p>○原子力被災者生活支援チームは、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の<u>スクリーニング及び除染</u>（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）</p>	<p>・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の<u>避難退域時検査に準じた検査及び除染</u>（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p>	<p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p>
<p>1 救助・救急活動</p>	<p>1 救助・救急活動</p>
<p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p>	<p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○原子力事業者は、<u>汚染・被ばく患者を被ばく医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。</u>ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p>	<p>○原子力事業者は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。</u>ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p>
<p>○地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者となる住民等の被ばく医療機関への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、</u></p>	<p>○地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害医療機関への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要</u></p>

修正前	修正後
<p>他の地方公共団体，原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p>○地方公共団体は，汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて，速やかに，当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し，その結果を公表するとともに，その医療機関や原子力事業者と協力し，情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は，原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ，拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際，災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>○各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関は，状況に応じ，被ばく医療に係る医療チームを派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(2) 被ばく医療に係る医療チーム派遣等</p> <p>○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに拠点となる被ばく医療機関又は原子力災害現地対策本部に対し，被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会，国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，被ばく医療に係る医療チームを編成し，派遣するものとする。</p> <p>○被ばく医療に係る医療チームを編成した拠点となる被ばく医療機関は，原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（被ばく医療機関，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，被ばく医療に係る医療チームの緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 緊急被ばく医療の実施</p>	<p>に応じ，現地対策本部，他の地方公共団体，原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p>○地方公共団体は，汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて，速やかに，当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し，その結果を公表するとともに，その医療機関や原子力事業者と協力し，情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は，原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ，拠点となる原子力災害医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際，災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>○各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関は，状況に応じ，原子力災害医療に係る医療チームを派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は，原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣等</p> <p>○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は原子力災害現地対策本部に対し，原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会，原子力災害医療・総合支援センター，国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の都道府県（市町村）は，医師を確保し，原子力災害医療派遣チーム等を編成し，派遣するものとする。</p> <p>○原子力災害医療派遣チームを編成した拠点となる原子力災害医療機関は，原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は，原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で，原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し，その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（原子力災害医療機関，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>○原子力災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で，広域的な見地から，原子力災害医療派遣チームの派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，原子力災害派遣チーム等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 原子力災害医療の実施</p>

修正前	修正後
<p>○都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行うものとする。</p> <p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>	<p>○都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの派遣する医療従事者等は、原子力災害医療派遣チーム又は専門派遣チームとして、都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>
<p>（略）</p> <p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、都道府県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について、都道府県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。</p>
<p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p>	<p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p>
<p>（略）</p> <p>○緊急災害対策本部は、避難所等の被災者に対する通常的な支援（物資供給、避難所環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難者の除染、スクリーニング実施等を行うものとする。また、その他放射線にかかる健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>○緊急災害対策本部は、避難所等の被災者に対する通常的な支援（物資供給、避難所環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等を行うものとする。また、その他放射線にかかる健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p>
<p>（略）</p> <p>○原子力災害対策本部は、自然災害による被災者の救助を行う実働組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、緊急災害対策本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部事務局は、当該助</p>	<p>（略）</p> <p>○原子力災害対策本部は、自然災害による被災者の救助を行う実働組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、緊急災害対策本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部事務局は、当該助</p>

修正前	修正後
<p>言等を実施するため、緊急災害対策本部事務局に職員を併任させるものとする。緊急災害対策本部は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。</p>	<p>言等を実施するため、緊急災害対策本部事務局に職員を併任させるものとする。緊急災害対策本部は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害 第5節 救助・救急及び医療活動</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害 第5節 救助・救急及び医療活動</p>
<p>1 救助・救急活動 (1) 国，地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p>	<p>1 救助・救急活動 (1) 国，地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p>
<p>○関係地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>○関係地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。</p>
<p>(略) 2 医療活動 (2) <u>緊急被ばく医療</u>の実施</p>	<p>(略) 2 医療活動 (2) <u>原子力災害医療</u>の実施</p>
<p>○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し、<u>緊急被ばく医療</u>活動を行うものとする。</p>	<p>○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し、<u>原子力災害医療</u>活動を行うものとする。</p>
<p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、<u>汚染・被ばく患者</u>（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関</u>の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>	<p>○国立研究開発法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害医療機関</u>の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>
<p>(略) ○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関</u>等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p>	<p>(略) ○国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害医療機関</u>等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p>
<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。</p>	<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者<u>や被ばく傷病者</u>に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。</p>
<p>(略) ○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p>	<p>(略) ○国〔消防庁〕は，汚染・被ばく患者<u>や被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p>
<p>○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・被ばく患者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な</p>	<p>○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ汚染・被ばく患者<u>や被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく</p>

第 12 編 原子力災害対策編

修正前	修正後
医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。	医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

第 13 編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第 13 編 危険物等災害対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 3 節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (新設)</p>	<p>第 13 編 危険物等災害対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 3 節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 ○第 2 編 2 章 4 節 1 項 (2) 「被災地方公共団体による救助・救急活動」</p>

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧 ○第2編3章2節「<u>迅速な原状復旧の進め方</u>」</p>	<p>第3章 災害復旧 ○第2編3章2節1項「<u>被災施設の復旧等</u>」</p>

第14編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>第14編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 7 災害復旧への備え</p>	<p>第14編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 7 災害復旧への備え</p>

第 14 編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>○第 2 編 1 章 6 節 11 項(1)「各種データの整備保全」 (新設)</p> <p>第 3 章 災害復旧 第 2 節 迅速な原状復旧の進め方 ○第 2 編 3 章 2 節「<u>迅速な原状復旧の進め方</u>」</p>	<p>○第 2 編 1 章 6 節 11 項(1)「各種データの整備保全」 ○第 2 編 1 章 6 節 11 項(2)「<u>罹災証明書の発行体制の整備</u>」</p> <p>第 3 章 災害復旧 第 2 節 迅速な原状復旧の進め方 ○第 2 編 3 章 2 節 <u>1 項</u>「<u>被災施設の復旧等</u>」</p>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>第 15 編 林野火災対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p>	<p>第 15 編 林野火災対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p>

第15編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動 (新設)</p>	<p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動</p> <p><u>○第2編2章4節1項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」</u></p>